

都市公園等に関する提言

都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園事業や公園施設長寿命化対策支援事業の要件を緩和するなど、都市公園の整備や老朽化対策に係る財政措置を充実すること。
さらに、都市公園のバリアフリー化が推進されるよう十分な財政措置を講じること。
2. 都市自治体による緑地等の用地取得及び保全に係る財政措置を充実すること。
3. 公園や緑地におけるナラ枯れ被害対策を推進するため、財政措置を講じること。
4. 今後、人口減少に伴い、設置目的を果たせない都市公園の発生が見込まれることから、公園管理者である都市自治体が「公益上特別の必要がある場合」と判断した場合には、現行制度下においても廃止が可能である旨を明確にすること。